

令和6年度 社会福祉法人等指導監査実施方針

1 指導監査の基本方針

- (1) 一般監査は、国が示した「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」（雇児発第487号他平成13年7月23日）、児童福祉行政指導監査実施要綱、障害者支援施設指導監査指針、老人福祉施設指導監査指針及び生活保護法保護施設指導監査要綱並びに子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等に基づき、社会福祉法人・施設の運営全般について指導監査を行うものとする。
- (2) 一般監査の実施に当たっては、画一的、形式的に陥ることのないよう配慮し、単に問題点の指摘に留まることなく、その発生原因を明らかにし、運営水準の向上のため、助言・指導を行うものとする。
- (3) 一般監査を効果的、効率的に実施するために、実施計画の策定及び指導監査結果の処理に当たっては、施設を所管する各関係部署と十分な連絡のもとに行うものとする。
- (4) 継続的な指導を要する法人・施設に対しては、その問題点に対応した重点監査を実施するなど法人・施設の状況に対応した効率的な指導監査を進める。
- (5) 問題点が認知され、対応策を検討する必要がある場合、指導等を講じても改善がなされない場合及びその他緊急の対応を要する場合には、速やかに関係課連絡会議を開催し、指導方針案を作成して指導する。
- (6) 一般監査において指導しているにもかかわらず、正当な理由もなく改善しない法人・施設及び重大な不祥事案を起こした法人・施設については、特別監査を実施する。
- (7) 実地監査にあたっては、引き続き感染対策を徹底する。

上記の7項目を基本方針とし、指導監査を実施する。

2 実効性のある指導監査体制の実施

(1) 監査体制〈各所管課との連携〉

指導監査の強化を図るため、各所管課との連携を深める。施設指導監査について、入所者（利用者）の処遇に関しては、監査担当課で行うものとする。ただし、保護施設及び母子生活支援施設については、それぞれの所管課と監査担当課が合同で行い、保育所及び幼保連携型認定こども園については、給食関係については栄養士、保育内容については保育士など知見を有するものが行う。

(2) 監査項目〈効果的な指導監査〉

各所管課と連携の上、重点項目を設定する等により、画一的、形式的な監査にならないよう、効果的な指導監査の実施に努める。

【重点項目】

社会福祉法人	定款等に則った法人運営の確保
社会福祉施設	適切な入所者処遇の確保

3 指導監査後の指導

(1) 一般監査後

一般監査の際に発見した問題事項については、各所管課と調整し今後の指導に当たる。また、指摘事項に対する法人施設からの回答が不十分な場合、各所管課と連携し、今後の指導方針を決定し、指導する。

(2) 特別監査後

特別監査の後、指導内容が確実に実施されているか、また計画どおりに問題点の解消が図られているかについて、必要に応じて定期的に報告を求めるなどして進捗状況を把握し、問題点が早期に改善されるよう指導を行う。また、必要に応じて確認のための調査を行う。